

保存期間 5 年

通達乙組対発第271号

平成24年 3 月 1 日

本部内各部課（所、隊）長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用について

警察本部長（以下「本部長」という。）の委託を受けて通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）業務に従事する民間通訳人については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の罰則規定は適用されないものの、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）により、警察職員（以下「職員」という。）と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務が課せられている。

よって、民間通訳人がその業務に関して知り得た保有個人情報を一定の目的で他人へ提供等した場合は、罰則が適用され得ることから、これまで、民間通訳人の運用については、通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用について（平成18年2月16日付け通達乙刑総発第88号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、今後は下記により実施することとしたので、各種事件等の通訳等業務に従事する民間通訳人の適正な運用を図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 民間通訳人による個人情報保護の徹底

条例の規定には、受託業務に従事している者又は従事していた者について個人情報の適正な取扱いが義務付けられていることから、本部長の委託を受けて通訳等業務を行う民間通訳人に対し条例の趣旨、内容等について指示を徹底すること。

なお、条例における民間通訳人と個人情報保護との関係は、次のとおりである。

(1) 委託を受けて通訳等業務に従事する民間通訳人の立場

条例第7条第2項には、実施機関である本部長から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務（以下「受託業務」という。）を行う場合は、同条第1項を準用し、本部長は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない旨が規定されており、受託業務を行う者には、本部長の委託を受けて通訳等業務を行う民間通訳人を含むこととなる。

(2) 民間通訳人の守秘義務

条例第8条には、受託業務に従事している者又は従事していた者（以下「受託者」という。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨が規定されており、受託者である民間通訳人は、通訳等業務中はもとより、当該業務が終了した後も守秘義務が課せられることとなる。

(3) 民間通訳人が業務上知り得た保有個人情報を一定の目的で他人へ提供又は盗用した場合の罰則

条例第59条には、受託者がその業務に関して知り得た条例第2条第3項の定義による保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨が規定されている。

よって、本部長の委託を受けた民間通訳人が通訳等業務において知り得た保有個人情報を一定の目的で他人へ提供又は盗用（以下「提供等」という。）した場合、同条の適用の対象となり得るが、その基本的考え方については次のとおりである。

ア 適用対象となり得る場合

(7) 被疑者の取調べに当たって、事前に参考となる捜査書類を確認し、当該捜査書類に記録されている個人情報を提供等した場合

(4) 通訳による取調べにより収集された個人情報が調書化され、当該捜査書類に通訳人としての署名押印をした場合に、当該捜査書類の内容を提供等した場合

イ 適用対象とならない場合

例えば、供述調書を作成せず単に取調べの通訳を行う場合等民間通訳人が、業務に関し知り得た個人情報が捜査書類等の行政文書（捜査書類等）に記録さ

れることになるかどうか明確に認識し得ない場合

(4) 民間通訳人の義務違反に対する措置

本部長は、民間通訳人が条例第8条の規定による義務に違反した場合は、委託契約の解除という措置を講ずることができ、また、民間通訳人が同条義務に違反した結果、本部長が具体的な損害を被った場合は、本部長は民法上の不法行為による損害賠償請求を行うことができることとなる。

2 民間通訳人に対する秘密の保持の徹底等

1の趣旨を踏まえ、事件等の通訳等業務に従事する民間通訳人に係る秘密の保持を徹底するため、民間通訳人の派遣を受けた所属は、次に掲げる措置を講ずること。

なお、民間通訳人の運用等については、通訳職員等運用要綱の制定について（平成22年3月18日付け通達甲刑総第10号。以下「通達」という。）を、参考とすること。

(1) 秘密の保持に関する指示の徹底

通訳等業務に当たっては、捜査上の秘密、個人のプライバシー等を知る機会が多くあることから、通訳を通じて知り得た捜査内容等の秘密及び個人情報等を第三者に漏らし、又は不当に利用した場合は、それが更に共犯者等に伝わり、罪証隠滅等の捜査妨害が行われるなどの可能性があり、また、被疑者その他の関係者の利益が害されるおそれがある。したがって、民間通訳人に対しこのことを十分理解させた上秘密の保持を厳守させ、被疑者の家族、マスコミ関係者等に被疑者の供述の状況、捜査内容等を漏らさないよう、また、秘密を不当に利用することのないよう指示を徹底すること。

(2) 誓約書の徴収

民間通訳人名簿（通達別記様式第8号）に登載する民間通訳人に対しては、刑事部組織犯罪対策課国際捜査室通訳係が個別に誓約書（別添1）を徴することとしている。しかし、本通達の趣旨の徹底を図るため、今後、民間通訳人の派遣を受けた所属は、その都度、民間通訳人に対し事件担当課の幹部が秘密の保持の徹底、各種法令の遵守等についての指示を徹底する。

なお、民間通訳人名簿に登載していない民間通訳人の派遣を受けた所属は、誓約書を当該民間通訳人から徴した後、通訳等業務に従事させること。

(3) その他

民間通訳人が、被疑者、被疑者の身を気遣う家族等に、今後の捜査手続、裁判の見通し等を話すと、捜査及び裁判に影響を与えることがあり得ることから、今後の捜査手続、裁判の見通し等の質問を受けた旨を必ず事件担当課長、取調官等に伝え、事件担当課長、取調官等の指示に従うよう指導すること。

3 報告

民間通訳人の派遣を受けた所属は、事件主管課の幹部を通じて民間通訳人の通訳等業務の状況等を把握し、民間通訳人としての適性を欠く言動、素行上の問題、道路交通法違反を含む各種法令違反等を聞知した場合、又は賞揚に値する事案を聞知した場合は、刑事部組織犯罪対策課長を経由して本部長宛て速やかに報告すること。

4 参考

茨城県個人情報保護に関する条例（別添2）

別添 1

誓 約 書

私は、茨城県警察から依頼により通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）業務に従事する場合、民間通訳人として下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 私が、茨城県警察に提出した履歴書の記載内容は全て真実であります。
- 2 私は、日本の法令、条例、規則等を厳守するとともに、警察職員の指示に従い、公正かつ誠実に業務に専念します。
- 3 私は、被疑者、被害者その他事件関係者（以下「事件関係者」という。）が、私の親族、知人、友人等の関係にある場合は直ちに申し出ます。
- 4 私は、通訳等を通じて知り得た捜査内容等の秘密、個人情報等については、業務に従事中はもとより、業務が終了した後も、業務に関係のない第三者に漏らしたり、自己又は第三者のため不当に利用したりすることは絶対にしません。
- 5 私は、事件関係者から各種申出、相談等を受けた場合は、私自身の判断で対応することとはせず、必ず取調官等当該捜査関係者にその旨を連絡します。
- 6 私は、事件関係者との個人的な接触を一切持たないとともに、事件関係者、第三者等が事件に関連して接触してきた場合は、私自身の判断で対応することとはせず、必ず取調官等当該捜査関係者にその旨を連絡します。
- 7 私は、通訳等業務に関連し、証人又は参考人として検察庁、裁判所その他官公署に出頭するときは、あらかじめ茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査室通訳係にその旨を連絡します。
- 8 私は、以上の項目に反した場合のほか、私の故意又は重大な過失により、茨城県警察又は第三者に損害を与えた場合は、不利益を被ることとなっても異議は申し立てません。

年 月 日

茨城県警察本部長 殿
住所

氏名

印（サイン）

誓約書

わたし いばらきけんけいさつ いらい つうやくおよ ほんやく いか つうやくとう ぎょうむ
私は、茨城県警察から依頼により通訳及び翻訳(以下「通訳等」という。)業務
に従事する場合、民間通訳人として下記の事項を遵守することを誓約いたしま
す。

き 記

- わたし いばらきけんけいさつ ていしゆつ りれきしよ きさいないよう すべ しんじつ
1 私が、茨城県警察に提出した履歴書の記載内容は全て真実であります。
- わたし にほん ほうれい じょうれいき そくとう げんしゆ けいさつしよくいん しじ
2 私は、日本の法令、条、例、規則等を厳守するとともに、警察職員の指示
に従い、公正かつ誠実に業務に専念します。
- わたし ひぎしゃ ひがいしゃ そのた じけんかんけいしゃ いか じけんかんけいしゃ わたし
3 私は、被疑者、被害者その他事件関係者(以下「事件関係者」という。)が、私
の親族、知人、友人等の関係にある場合は直ちに申し出ます。
- わたし つうやくとう つう し え そうさないようとう ひみつ こじんじょうほうとう
4 私は、通訳等を通じて知り得た捜査内容等の秘密、個人情報等については、
業務に従事中はもとより、業務が終了した後も、業務に関係のない第三
者に漏らしたり、自己又は第三者のため不当に利用したりすることは絶対にし
ません。
- わたし じけんかんけいしゃ かくしゆもうしで そうだんとう う ばあい わたしじしん はんだん
5 私は、事件関係者から各種申出、相談等を受けた場合は、私自身の判断
で対応することはせず、必ず取調官等当該捜査関係者にその旨を連絡し
ます。
- わたし じけんかんけいしゃ こじんてき せつしよく いっさいも じけんかんけいしゃ
6 私は、事件関係者との個人的な接 触を一切持たないとともに、事件関係者、
第三者等が事件に関連して接 触してきた場合は、私自身の判断で対応する
ことはせず、必ず取調官等当該捜査関係者にその旨を連絡します。
- わたし つうやくとうぎょうむ かんれん しょうにんまた さんこうにん けんさつちょう さいばん
7 私は、通訳等業務に関連し、証人又は参考人として検察庁、裁判
所その他官公署に出頭するときは、あらかじめ茨城県警察本部刑事部組織犯
罪対策課国際捜査室通訳係にその旨を連絡します。
- わたし いじょう こうもく はん ばあい わたし こいまた じゅうだい かしつ
8 私は、以上の項目に反した場合のほか、私の故意又は重大な過失により、
茨城県警察又は第三者に損害を与えた場合には、不利益を被ることとなつて
も異議は申し立てません。

ねん つき ひ
年 月 日

いばらきけんけいさつほんぶちょう どの
茨城県警察本部長 殿
住 所

しめい
氏 名

印 (サイン)

別添 2

茨城県個人情報の保護に関する条例(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により県の公の施設の管理を行う指定管理者がその業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であつた者、前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第7章 罰則

第58条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第7条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合体であつて一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以

下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。